



箸墓古墳周濠の史跡指定に寄せて

纏向学研究センター所長 寺沢 薫

昨年11月18日の国（文化庁）の文化審議会の答申を受けて、去る2月9日、箸墓古墳前方部西側の隣接地（写真）が史跡として官報告示されました。2006年1月26日の「纏向古墳群」（ただし、現状では纏向石塚古墳とホケノ山古墳のみ）、2013年10月17日の「纏向遺跡」（太田地区の旧纏向小学校跡地と辻地区の大形建物群）の史跡指定に続く快挙です。また、今回の箸墓古墳周濠の史跡指定は、陵墓の隣接地としては1978年の大阪府羽曳野市の古市誉田御廟山古墳（宮内庁治定の応神天皇陵）の外堤・外濠一部の史跡指定に次ぐ事例となりました。向後の陵墓周辺の保存と整備・活用を実現していく上でも大きな推進力となることでしょう。

周知のように箸墓古墳は、宮内庁によって第七代孝霊天皇の皇女「倭迹迹日百襲姫命大市墓」に治定され、陵墓として管理されてきました。考古学的には、墳丘長約290mにおよぶ巨大な前方後円墳で、宮内庁書陵部による墳丘保全に伴う調査によって特殊器台・壺形埴輪や二重口縁壺が、奈良県立橿原考古学研究所や桜井市教育委員会による墳丘周囲の20次を超える発掘調査によって、周濠や中堤から多数の土器や木製品などが検出され、定形型の前方後円墳としては最も古い段階に築造された最大規模の前方後円墳であることが明らかになっています。

今回の指定理由の概要にはこのように書かれています。「箸墓古墳は突出した規模をもつ出現期の古墳であり、その後は奈良盆地東南部に大型前方後円墳が継続的に造られる。こうした状況は、大和政権の誕生とその発展過程及び当時の社会状況を知る上で重要である。今回、箸墓古墳の前方部墳端や周濠の存在が推定されている範囲において、大規模な商業施設の建設が計画されたことを受けて、建設予定地とそれに近接する土地の一部を史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。」（『月刊文化財』641号 2017年2月1日刊）と。

2016年の夏、私たちは耳を疑うような情報に接しました。箸墓古墳の前方部西側の国道169号線までの間の土地約6000㎡がすでに売却され、それを核とした周辺の田畑を含めた約12,000㎡のエリアに大



